

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年6月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	アクサス株式会社 徳島県徳島市山城西4丁目2番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	アクサス丸亀 丸亀市柞原町字上所408番1ほか	
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	アクサス株式会社 徳島県徳島市山城西4丁目2番地	
大規模小売店舗の新設をする日	平成20年2月7日	
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,918㎡	
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の収容台数	101台
	駐輪場の収容台数	55台
	荷さばき施設の面積	65.3㎡
	廃棄物等の保管施設の容量	21.3㎡
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午前0時15分まで
	駐車場の自動車の出入口の数	3箇所
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成19年6月5日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課
縦覧期間	平成19年6月12日（火曜日）から同年10月12日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成19年10月12日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ